

**第6編 伊那中央行政組合建設工事等の指名競争入札
及び随意契約に関する事務処理規程**

伊那中央行政組合建設工事等の指名競争入札及び随意契約に関する事務処理規程

平成 11 年 3 月 26 日
訓令第 2 号

改正 平成13年 4 月 1 日 訓令第 1 号 平成28年 4 月 1 日 訓令第 3 号
 平成14年 4 月 1 日 訓令第 3 号 平成29年 2 月 1 日 訓令第 2 号
 平成18年 3 月31日 訓令第10号
 平成26年 4 月 1 日 訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、建設工事又は建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(以下「建設工事等」という。)の指名競争入札及び随意契約に関する事務処理について、伊那中央行政組合財務規則(昭和53年伊那中央保健衛生施設組合規則第 3 号。以下「規則」という。)及び伊那中央行政組合建設工事等入札制度合理化対策要綱(平成29年伊那中央行政組合告示第 1 号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の選定等)

第 2 条 落札予定価格(以下「予定価格」という。)2,000万円以上の工事並びに予定価格300万円(病院事業にあっては、2,000万円)以上の建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の委託を指名競争入札により契約しようとするとき又は病院事業を除く事業において、予定価格300万円以上の建設工事等を随意契約により契約しようとするときは、伊那中央行政組合業者指名審査委員会の審査を経て入札参加者を選定しなければならない。

2 前項に規定する建設工事等以外の入札参加者の選定は、要綱第 2 条の規定の例により選定するものとする。

3 建設工事等を指名競争入札に付する場合における指名業者数は、次の表の左欄に掲げる設計金額の区分に応じ、当該右欄に定めるとおりとする。

設 計 金 額	指 名 業 者 数
300万円未満	3 業者以上
300万円以上 1,000万円未満	4 業者以上
1,000万円以上	5 業者以上

(入札通知)

第 3 条 指名競争入札又は随意契約に付するときは、指名するものに対し入札の参加又は見積書の提出について、必要な事項及び条件を示して予め通知するものとする。

(見積期間)

第 4 条 建設工事等を指名競争入札に付する場合にあっては、入札を行う以前に、随意契約によることとした場合にあっては契約を締結する以前に、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第 6 条に規定する見積期間を設けるものとする。

(入札心得)

第 5 条 入札の執行に当たっては、入札心得(別記)を入札参加者に周知しておかなければならない。

**第6編 伊那中央行政組合建設工事等の指名競争入札
及び随意契約に関する事務処理規程**

(入札の辞退)

第6条 指名を受けた者が、入札を辞退する旨を申し出たときは、入札執行の完了に至るまでは、いつでもこれに应ずるものとする。

2 前項の規定による入札の辞退は、次の各号に掲げるところにより申し出をさせて行うものとする。

(1) 入札執行前 入札辞退届(様式第1号)を直接持参させ、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)させて行う。

(2) 入札執行中 入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出させて行う。

3 指名を受けた者が入札を辞退したことを理由として、以後の指名等について不利益な取扱を行ってはならない。

(入札の回数等)

第7条 建設工事等を指名競争入札に付する場合の入札の回数は、2回を限度とする。ただし、予算執行者(規則第2条において準用する伊那市財務規則(平成28年伊那市規則第17号)第2条第1項第2号に規定する者をいう。)が特に必要があると認めた場合は、3回を限度とする。

2 前項の入札で落札者がいない場合(前項ただし書による場合を含む。)において、最低入札価格を入札した指名業者と見積りにより合意に達したときは、当該指名業者と随意契約により契約を締結することができる。この場合において、見積りの回数は、2回を限度とする。

3 前項の随意契約が成立しないときは、前2項の入札に参加した指名業者以外の者を指名し、再度、指名競争入札に付するものとする。ただし、設計内容等の入札条件を変更した場合は、当該指名業者を参加させることができるものとする。

4 建設工事等を指名競争入札に付さずに随意契約によることとした場合の見積りの回数は、4回を限度とする。

(入札及び契約等に関する事項の公表)

第8条 建設工事等の指名競争入札及び契約等に関する事項の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり公表するものとする。

(1) 発注の見通しに関する事項 建設工事等発注見通し一覧表(様式第4号)により、毎年度4月1日以後遅滞なく行うものとし、当該事項に変更がある場合には、10月1日を目途として、変更後の当該事項を公表するものとする。

(2) 指名競争入札に参加する資格等 指名競争入札に参加するものに必要な資格及び当該資格者名簿、指名基準は当該要綱、資格者名簿により公表するものとする。

(3) 指名業者名簿に関する事項 建設工事等入札指名業者名簿(様式第2号)により、規則第2条において準用する伊那市財務規則第115条第2項の規定による指名競争入札通知書の送付後に行うものとする。

(4) 入札の経過及び結果に関する事項 規則第2条において準用する伊那市財務規則第114条の規定による入札経過書の写しにより、当該入札経過書の作成後に行うものとする。

(5) 契約の内容に関する事項 建設工事等契約一覧表(様式第5号)により、契約締結後に行うものとし、契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更の理由を併せて公表するものとする。

2 前項第1号に掲げる事項は、予定価格が250万円を超えると見込まれる建設工事等、前項第3号及び第4号、第5号に掲げる事項については、予定価格が250万円を超える建設工事等について公表するものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等で、その公表が適当ではないと認められる場合においては、この限りではない。

3 第1項第1号及び第4号、第5号、第2項の規定は、随意契約について準用するものとし、第1項第5号においては、契約の相手方の選定理由を併せて公表するものとする。

第6編 伊那中央行政組合建設工事等の指名競争入札
及び随意契約に関する事務処理規程

4 公表は、建設工事等の入札及び契約等公表閲覧簿（様式第3号）に必要事項を記載させた後、庶務課の所定の場所において、第1項第1号については、当該年度の末日まで、第1項第3号及び第4号、第5号については、契約を締結した日の翌日から起算して一年間が経過する日まで閲覧に供するものとする。

前 文 （抄）（平成14年4月1日訓令第3号）
平成14年4月1日から施行する。

前 文 （抄）（平成18年3月31日訓令第10号）
平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第2号）
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第3号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月1日訓令第2号）
この訓令は、平成29年2月1日から施行する。

**第6編 伊那中央行政組合建設工事等の指名競争入札
及び随意契約に関する事務処理規程**

別記(第5条関係)

入 札 心 得

(趣旨)

第1 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書(案)又は委託契約書(案)、この入札心得及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これの全部又は一部を納めないことができる。

(1) 入札参加者が保険会社との間に、伊那中央行政組合(以下「組合」という。)を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を組合長に提出して確認を得たとき。

(2) 入札参加者が過去2年間に、組合、国又は他の地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと組合長が認めたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと組合長が認めたとき。

2 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3 入札参加者は、入札書に所要事項を記入し、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。

2 この入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であると免税事業者であることを問わず、見積もった総額の消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額)を減算した金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。

3 入札参加者が代理人として入札させるときは、入札執行前に委任状を組合長に提出して確認を受けなければならない。

4 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第5 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

第6 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することがで

**第6編 伊那中央行政組合建設工事等の指名競争入札
及び随意契約に関する事務処理規程**

きないと認められるときは、組合長は当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第7 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正した入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(開札)

第8 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第9 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (3) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。

2 前項第2号又は第3号に該当する入札を行った者は、組合長の行う調査に協力しなければならない。

3 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない本組合の職員にくじを引かせるものとする。

5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額及び地方消費税相当額に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数のあるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

(再度入札)

第10 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初に入札した者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとする。

(入札保証金の処理)

第11 入札保証金は、落札者が決定したときは直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。

(金銭的な契約保証)

第12 組合長が契約の保証として金銭的保証を求めた場合、落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証のいずれかを付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を組合長に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、組合長

**第6編 伊那中央行政組合建設工事等の指名競争入札
及び随意契約に関する事務処理規程**

が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし次の各号の一に該当するときは、この保証を付さないことができる。
- (1) 契約金額が50万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと組合長が認めたとき。
 - (2) 契約金額が50万円以上500万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと組合長が認めたとき。
- 3 第1項の規定により、落札者が同項第2号及び第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号及び第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（役務的な契約保証）

第13 組合長が契約の保証として役務的保証を求めた場合、落札者は、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限り。）を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、組合長は保証金額の増額を請求することができ、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。

（契約の締結）

第14 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。

ただし、予定価格が1億5,000万円以上の工事については、仮契約とする。

- 2 前項ただし書の工事については、伊那中央行政組合議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。
- 3 契約に要する経費は、落札者の負担とする。

（工事等の着手）

第15 契約人は、契約（本契約）締結後10日以内に、工事等に着手しなければならない。

（技術者の配置等）

第16 契約人は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を配置しなければならない。

- 2 契約人は、契約した工事に係る下請代金の額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請けの状況を文書で組合長に報告しなければならない。

第6編 伊那中央行政組合建設工事等の指名競争入札
及び随意契約に関する事務処理規程

様式第1号（第6条関係）

入 札 辞 退 届

年 月 日

伊那中央行政組合長

殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

次のとおり、指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

記

工 事（ 事 業 ） 名	
工 事（ 事 業 ） 箇 所	

第6編 伊那中央行政組合建設工事等の指名競争入札
及び随意契約に関する事務処理規程

様式第2号（第8条関係）

建設工事等入札指名業者名簿

- 1 工事（業務）名
- 2 工事（業務）箇所名
- 3 契約方法 指名競争入札
- 4 工事（業務）概要
- 5 指名業者 次のとおり
- 6 指名理由
- 7 入札日時

（指名通知年月日 年 月 日）

商号又は名称	代表者氏名	住所又は所在地

様式第3号（第8条関係）

建設工事等の入札及び契約等公表閲覧簿

閲覧 年月日	閲覧文書の種類					住所	氏名	職業
	発注見 通し	入札参 加資格	指名業 者名等	入札経 過等	契約の 内容			

(注) 閲覧文書の種類の欄には、○印を付してください。

第6編 伊那中央行政組合建設工事等の指名競争入札
及び随意契約に関する事務処理規程

第6編 伊那中央行政組合建設工事等の指名競争入札
及び随意契約に関する事務処理規程

様式第4号（第8条関係）

建設工事等発注見通し一覧表

工事の名称	場 所	期 間	種 別	概 要	契約の方法	入札の時期

第6編 伊那中央行政組合建設工事等の指名競争入札
及び随意契約に関する事務処理規程

様式第5号 (第8条関係) 建設工事等契約一覧表

商号又は名称及び住所	工事の名称	場所	種別	概要	工期	契約金額